仙台相続税サポートセンターが選ばれる 6つの理由

1 相続税申告書作成実績

税理士の中には、相続税申告は年に 0〜1 件という事務所がほとんどですが、私たちは年間70 件以上の申告実績があり、相談件数も300 件以上です。相続税の納税額は、申告を行う税理士によって大きく変動することを知っていますか？当センターは相続税を正しく計算するためにお客様一人ひとりと向き合います。じっくりお話しをお伺いしたうえで様々なノウハウを駆使し、大切な財産の継承をお手伝いしています。

2 不動産評価

相続税の申告件数の少ない税理士の中には、不動産の評価を下げようとせず安易な評価を行うことで、高い評価額を算出します。宅地や農地などは、個別に状況を把握することで減額要素を探ります。当センターは適正な土地の評価をすることで、相続税の軽減の提案を致します。

3 現金・預金

もっとも税務調査の疑いの目が入る項目のため通帳内の大きなお金の動きや、お金の管理の仕方や使い方はもちろん名義預金等までしっかり調査いたします。

4 税務調査対策

相続税はもっとも税務調査が入りやすい税金です。当センターでは、調査した内容を書面に起こす書面添付制度を活用しています。書面添付制度の活用で税務調査が省略されることがあります。当センターでは H30年４月現在、税務調査が入ったことがありません。

5 必要資料収集

相続に関わる書類は相続人自らが集めなければならない税理士事務所がほとんどです。当センターは相続手続きのノウハウがありますので、残高証明・取引明細・保険契約の照会・公図・測量図・戸籍謄本など様々な資料を代行取得することができます。

6 相続のワンストップサービス

当センターには税理士の他、行政書士、社会保険労務士が在籍しています。また、不動産会社が併設されており、資産の承継準備・売却・賃貸活用のご相談まで承ることができます。相続に関するお客様のお悩みや手続きをワンストップで全てお任せ頂く体制を構築しているからこそ、税金の対策以外でも、相続や贈与を総合的にバック･アップ致します。お客様のパートナーとして、しっかりご相談にのらせて頂きます。

相続税申告 2020年申告実績 **105** 件

当センターは**宮城トップクラスの申告実績**を有しています。
さらに、当センターでは R1年 5 月現在、税務調査が入ったことがありません。
書面添付制度を活用した相続税申告を提出し、信頼性の高い申告が実現できている証だと自負しております。

相続相談会ご予約随時受付中！

お気軽にお問合せ下さい！

0120-957-339

相談ご予約　受付時間：9:00〜18:00（平日）

仙台駅より 徒歩 10分　青葉通一番町駅より 徒歩 3分　仙台市青葉区一番町2丁目8-10 あいおいニッセイ同和損保仙台一番町ビル3階

税務調査が気になる方

相続税申告

仙台相続税サポートセンター

相続手続きと当事務所のサポート内容

相続発生

相続手続きの流れ

1ヶ月目

1 相続人調査（戸籍の収集）

役所で相続人全員の戸籍と被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍を収集します。被相続人の出生から死亡まで、すべての戸籍を平日の昼間に収集しなくてはなりません。

2〜3ヶ月目

2 相続財産の調査・財産目録の作成

不動産は「権利書」や「登記識別情報」、「固定資産課税明細書」を確認して調査します。預貯金は「預金残高証明書」、株式は「評価証明書」の発行を各金融機関に依頼します。また、借金などマイナスの財産の確認も必要です。

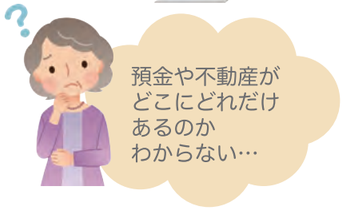

3 遺産分割協議

相続人同士による話し合いによって遺産の分配方法を決めます。
遺産をどのように相続人で分配するか、相続人の皆さんでお話し合いを行います。
相続の放棄をする場合は 3 ヶ月が期限となります。

4 遺産分割協議書作成

遺産の分け方が決まったら、その内容を遺産分割協議書にまとめ、
全員の署名と実印を押印します。

4ヶ月目

5 預貯金・株式の名義変更

各金融機関に必要書類を提出して払い戻しの手続きをします。
各金融機関ごとに、窓口が空いている平日に手続きをする必要があるため、
口座数が多いと非常に大変な作業となります。

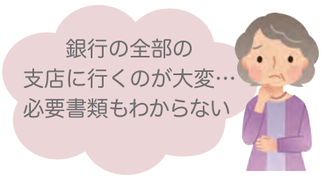

6 土地・建物など不動産の名義変更

登記申請書を作り、その不動産の管轄の法務局に登記申請をします。
戸籍や住民票、印鑑証明書、遺産分割協議書などの書類も合わせて必要になります。

10ヶ月以内

7 相続税申告及び相続税納付

相続税の申告が必要な場合は、相続発生から 10 ヶ月以内に相続税申告と
納税を行います。

相続に伴う手続きをまるごとご依頼いただけます！

① 年間相談件数 300 件。相続に強い専門家が対応
② はじめての方も安心な、アットホームな雰囲気
③ 藤崎から徒歩 3 分。アクセスしやすい便利な立地
④ 夜間・休日も相談対応

まずは無料相談！

当センターのサポート

面倒な戸籍の収集をすべて代行

相続の専門家が戸籍収集を行いますので、正確かつスピーディーに
相続人調査が可能です。

預金調査から財産目録の作成までお任せ

金融機関での残高証明の取得や、財産調査後の財産目録の作成まで、
まとめてサポートいたします。

最適な遺産分割の方法を専門家がアドバイス

経験豊富な相続の専門家が、相続人様の状況に合わせて丁寧に解説や
アドバイスをいたします。ご要望をかなえるため、節税対策、
2 次相続対策まで考慮し、あらゆる角度から検証いたします。

遺産分割協議書の作成を代行

相続人全員の中立な立場で、相続人間の書類のやりとりなど
手続きを代行いたします。
※交渉等の代理行為は弁護士をご紹介いたします。

金融機関での手続きはすべてお任せ

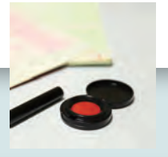

当事務所が各金融機関とのやり取りを代行し、預貯金の払い戻しや
株式の相続手続きを代行いたします。

不動産の名義変更（相続登記）もお任せ

不動産の名義変更も、必要書類の作成から申請の手続きまですべて
窓口一本で行います。

相続税の申告実績と優れた知識、経験をもとに当センター税理士にて相続税申告まで行います

豊富な経験と実績に基づき相続税の節税、2 次相続対策はもちろん、
相続後の所得税、法人税、贈与税、諸費用など最も少なくなる
プランをご紹介させていただきます。